

# 奨学金償還支援事業

枝幸町では、枝幸町外からの移住・定住を促進するとともに、奨学金を利用して進学した方が地元に戻ってきやすい環境を整えるため、奨学金の償還に助成金を交付しています。

農業・漁業等の一次産業を含めた幅広い業種を就業の対象とすることで、地域の担い手となる人材の確保や若い世代の定住を目指しています。

## ★助成の対象者

- 枝幸町内事業所に就業中、若しくは就業を希望する30歳以下（認定申請年度の4月1日現在）の方。
- 対象となる奨学金の貸与を受け、償還中又は償還予定である方。
- 枝幸町内事業所等に就業後5年以上継続して勤務する見込み、かつ枝幸町に定住する見込みの方。

## ★対象となる奨学金

- 枝幸町育英資金貸付条例に定める奨学金
- 公益財団法人北海道高等学校奨学会奨学金に定める奨学金
- 独立行政法人日本学生支援機構法に定める第一種奨学金及び第二種奨学金

## ★助成金の金額

- 一年間の奨学金償還相当額（18万円を超えるときは、18万円を上限とします。）を、交付要件を満たした月から5年間（60月）助成します。  
また、認定期間経過後、奨学金の償還が完了していない場合は、引き続き5年間を限度に認定期間を更新することができます。ただし、国家公務員または地方公務員は更新できません。

## ★交付要件

- 枝幸町内事業所等に就業していること。
- 認定者となった日から継続して枝幸町内に住所を有していること。
- 奨学金の償還に対する助成を他から受けていないこと。
- 枝幸町に納付すべき、町税、分担金、使用料その他の滞納がないこと。
- 奨学金を償還中であり、かつ、その償還に滞納がないこと。



### ●申請・問い合わせ先

〒098-5892

北海道枝幸郡枝幸町本町916番地

枝幸町水産商工課 商工労働グループ

TEL：0163-62-1238

FAX：0163-62-3353

URL：<http://www.esashi.jp/life/page.html?id=202>



# ～申請手続きの流れ～

## 認定申請 ※初年度のみ

申請者

認定申請する年度の12月末日までに、枝幸町へ認定申請書（様式第1号）を提出（添付書類）  
①在職証明書（様式第2号）、②住民票の写し  
③奨学金償還証明書、④卒業証明書又は在籍期間証明書

枝幸町

審査後、申請者へ認定（却下）通知書（様式第3号）を送付

認定決定

助成金交付無

認定却下

最大10年間  
助成

## 交付申請 ※毎年度

申請者

交付年度の3月末日までに、枝幸町へ交付申請書（様式第8号）を提出（添付書類）  
①在職証明書（様式第2号）又は雇用が見込まれることを証明する書類  
②住民票の写し（短期町外勤務によって枝幸町内に住所がない場合）  
③償還状況が確認できる書類  
④奨学金償還証明書（償還額変更の場合）

枝幸町

審査後、申請者へ交付（却下）通知書（様式第9号）を送付

交付決定

助成金交付無

交付却下

申請者

枝幸町へ交付請求書（様式第12号）を提出

枝幸町

助成金を支給（5年（60ヶ月）間）

交付期間が5年以内でも奨学金の償還が完了した場合

交付期間が5年（60ヶ月）間を経過したが、奨学金の償還が完了していない場合

助成金交付終了

引き続き5年（60ヶ月）を限度に認定期間を更新可能（※公務員を除く）  
認定更新申請書（様式第6号）を提出  
≪添付書類：①在職証明書（様式第2号）、②住民票の写し≫